

7月

協働事業 提案 強化月間

【募集期間】

令和 7 年

7/1-7/31

火曜日

木曜日

一斉協議の場 : 8月 28 日(木)

岐阜市では、多様な市民ニーズや社会課題の解決に向けて公共サービスをよりきめ細やかに、効率的・効果的に実施するため「NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」に基づいて、岐阜市の担当課とNPOとが事業遂行のための協議を随時実施しています。

特に 7 月を「協働事業強化月間」として位置づけ、協働事業の提案・呼びかけと協議を集中的に行うこととします。

皆さんからの
公益的な活動・事業の提案を
集中して募集します!!

こんな提案を
大募集!

NPO が
先駆的に
取り組んでいる
事業

特定分野の
専門性や
ノウハウを
必要とする
事業

多様な
ニーズに
対応した
サービスが
必要な事業

市民の人的
ネットワークを
活かした
イベントや
啓発事業

市民が
当事者として
主体的に活動
する事業



みんなの森
GIFU MEDIA COSMOS

【お問い合わせ・書類提出先】

みんなの森 ぎふメディアコスモス 市民活動交流センター

〒500-8076 岐阜市司町 40 番地 5 ☎058-264-0011 / FAX:058-227-7596

✉comm-act@city.gifu.gifu.jp URL : <https://g-mediacosmos.jp/center/>

協働とは

市民がお互いに、そして市民と行政が、
それぞれの持つ特性を活かしながら、
補完し合い、協力し合い、
社会的課題の解決に当たること

- 協働の原則 11 -

1 対等の原則

上下関係は
ありません

2 自主性・ 自立性の原則

もたれ合う関係
ではなく
支え合う関係です

3 相互理解・ 説明責任の 原則

お互いの立場を
理解し合って
行動します

4 話し合いの 原則

一方的に押し付けないで
役割分担することも
大切です

11 発議自由の 原則

お互いが
提案することが
できます

10 公開の 原則

透明で
開かれた活動を
行います

9 時限性の 原則

目的達成期限を
確認します

8 目的共有の 原則

何のために
協働するのか
お互いが確認します

5 情報共有の 原則

お互いが情報を共有し
お互いが持つ資源を
活かします

6 学び合いの 原則

学び合い、
次の新たな
使命に挑みます

7 自然体の 原則

お互いの
資源を持ち寄り、
それをベースに
活動を開始します

----- 協働事業の流れ -----

令和 7 年 8 月 28 日（木）一斉協議の場

市民活動交流センターから

NPOへ

- ・市民活動登録団体への
呼びかけ
- ・ホームページ等による公募

呼びかけ

市民活動交流センターから

岐阜市へ

- ・担当課へ連絡
- ・複数の課での調整など

呼びかけ

提 案

〈呼びかけの場〉

提 案

市民活動交流センター

NPO→岐阜市や他団体へ
協働事業の呼びかけ

岐阜市→NPO 等へ
協働事業の呼びかけ

募集に関する詳細は、応募要項をご覧ください。
市民活動交流センターのホームページから入手できます。



ホームページ
QRコード



ロゴフォーム申請用
QRコード